

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年3月まで

昭和60年6月に夫が開業して以降、国民年金保険料の納付は夫の分と合わせてA銀行B出張所で納付している。夫が開業する関係で忙しかったため国民年金の加入手続は遅れたが、その後送付されてきた納付書で夫婦二人分の保険料をまとめて銀行に納めたと記憶している。提出できる領収書や資料は今となっては無いが間違いなく納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間直後の昭和61年4月から保険料を現年度納付し、62年度から平成21年度までの保険料を前納している上、すべての保険料を夫婦同一日に納付していることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦は、開業と同時に政府管掌の任意適用事業所の認可を受け、従業員を社会保険に加入させており、申立人夫婦の社会保険制度に対する理解も高かったものと推認される。

さらに、申立人は、「申立期間当時は開業で忙しかったので、国民年金の加入手続は遅れたが、その後送付されてきた納付書で、夫婦二人分の保険料をまとめて銀行に納めた。義父からも支払いだけは納め忘れがないように強く言われており、生活状況の変化はあったものの、経営は順調であった。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、夫婦連番で昭和61年5月21日に払い出

され、60年2月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して国民年金被保険者資格を夫婦共に初めて取得しており、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、オンライン記録から当時の社会保険事務所において61年6月2日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、その主張に不自然さは見られない上、前述のとおり、昭和61年度の保険料が現年度納付されていることを踏まえると、申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 6 月に開業して以降、国民年金保険料の納付は妻の分と合わせて A 銀行 B 出張所で納付している。開業する関係で忙しかったため国民年金の加入手続は遅れたが、その後送付されてきた納付書で夫婦二人分の保険料をまとめて銀行に納めたと、妻から聞いていた。提出できる領収書や資料は今となっては無いが間違いなく納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から保険料を現年度納付し、62 年度から平成 21 年度までの保険料を前納している上、すべての保険料を夫婦同一日に納付していることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦は、開業と同時に政府管掌の任意適用事業所の認可を受け、従業員を社会保険に加入させており、申立人夫婦の社会保険制度に対する理解も高かったものと推認される。

さらに、申立人は、「申立期間当時は開業で忙しかったので、国民年金の加入手続は遅れたが、その後送付されてきた納付書で、夫婦二人分の保険料を妻がまとめて銀行に納めた。父からも支払いだけは納め忘れないように強く言われており、生活状況の変化はあったものの、経営は順調であった。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、夫婦連番で昭和 61 年 5 月 21

日に払い出され、60年2月1日に<sup>そきゅう</sup>遡及して国民年金被保険者資格を夫婦共に初めて取得しており、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、オンライン記録から当時の社会保険事務所において61年6月2日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、その主張に不自然さは見られない上、前述のとおり、昭和61年度の保険料が現年度納付されていることを踏まえると、申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年6月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入した当時から、両親や祖母に、「国民年金保険料は必ず納めるものだ。」と言われ、自分自身でも保険料を納付することは当然のことと思い、ずっと納付し続けてきた。結婚してからは、夫が厚生年金保険に加入していた時も、私は国民年金に任意加入し納め続けてきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は合わせて6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人が所持している国民年金保険料領収証書により、申立期間①を含む昭和47年度分の国民年金保険料は、すべて昭和48年6月29日に過年度納付されていることが確認できる。

また、当該領収証書には、「年度の関係上、この納付書は昭和48年5月1日以降はご使用にならないでください。」と記載されているものの、申立期間①を除く47年7月から48年3月までの期間については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても納付済みとされており、申立期間①のみが未納とされていることは不自然である上、当該期間の保険料が還付された形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間直前の昭和 54 年 1 月から同年 12 月までの保険料を前納し、申立期間直後の 55 年 4 月から同年 9 月までの保険料を同年 10 月に一括して納付している上、申立人の配偶者の厚生年金保険加入期間においても国民年金に任意加入し保険料を納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれるところ、当該納付時点において、申立期間②の保険料は過年度納付が可能であったことから、当該期間の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和50年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月1日まで

A社D支店（現在は、同社E支店）に入社した。昭和50年3月25日に、A社B事業所に転勤し、その時の厚生年金保険の加入記録が1か月不足になっている。当時の給料支給明細書により、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令書、給料支給明細書、A社から提出された社員カード、雇用保険の記録及び、F健康保険組合への照会の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和50年3月25日に同社D支店から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①の事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日（昭和40年9月2日）及び資格取得日（41年4月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間②の事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和40年9月2日から41年4月1日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はC社に勤務しており、昭和39年5月21日から63年7月24日までDグループ企業に24年2か月間は継続して勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主から提出された従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年5月1日にA社からC社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和39年10月の被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出及び保険料の納付については、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、C社において昭和40年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月2日に資格を喪失後、41年4月1日に同社において再度資格を取得しており、40年9月から41年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、現在の事業主は、「従業員名簿から、申立人はDグループ企業に在籍していたことは確認できる。」と回答しているほか、申立人の元上司は、「私は、申立人がC社に配属となった昭和40年5月1日から46年4月1日まで一緒に勤務した。申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かった。」と証言しており、当該元上司は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、雇用保険の被保険者記録を見ると、C社に異動したとされる昭和40年5月1日から63年7月24日まで継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るC社における昭和40年5月の被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月か

ら 41 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所  
が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当し  
た場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係  
る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 63 年 6 月 30 日まで

A社に勤務した厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間について、社会保険庁（当時）の記録では、実際の給与月額よりも低い標準報酬月額になっている。これは、会社が本来の金額よりも過少な標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たためであり、私は、会社に給与額に見合った保険料を給料から差し引かれていたと記憶している。会社が届け出た保険料よりも多く差し引かれていたので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額について、「昭和 41 年 4 月 1 日から 63 年 6 月 30 日までについて、社会保険庁の記録では、実際の給与月額より低い標準報酬月額となっている。」と主張しているところ、提出された給与辞令により、45 年 4 月から 63 年 6 月までの給与支給額は、ごく一部の期間を除き、オンライン記録による標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

しかしながら、前述の給与辞令には厚生年金保険料控除額の記載が無いほか、申立人は、厚生年金保険料額について、「会社に給与額に見合った保険料を給料から差し引かれていたと記憶している。」と主張しているものの、「社会保険事務所の査察で二重帳簿が分かって訂正させられたという職場の噂を聞いたからそう思った。給与明細書などで厚生年金保険料の額を比べたことは無い。」とも供述している。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 18 日から同年 8 月 31 日までの期間及び 62 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日までの期間について、健康保険の傷病手当金の支給を受けていることが被保険者原票により確認でき、

申立人は、「当時は、社会保険のことを知らなかったもので、おかしいとか、額が低かったとか、分からなかった。」と供述しているものの、その支給額は、オンライン記録の標準報酬月額により算出した額と一致する。

さらに、申立人は、前述の給与辞令以外に、給与明細書等の資料を所持していない上、A社は、「申立期間当時の給与簿等の関係書類は廃棄され、保存されていない。」と回答していることから、当該期間における保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

加えて、申立期間当時の代表取締役二名は既に他界し、元経理担当者は病気のため証言を得ることはできない上、申立人が名前を挙げている複数の元同僚（その後取締役に就任した者を含む。）は、「二重帳簿の話は聞いたことが無い。厚生年金保険料の控除額については分からない。」と供述しているほか、現代表取締役は、「亡くなった二人の代表取締役の人柄を良く知っており、申立てのようなことをするはずがないと思う。」と供述している。

なお、申立人の標準報酬月額の記録は、遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 26 日から 42 年 9 月 13 日まで  
昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで当時の A 社に勤務しており、このうち 41 年 8 月の 1 か月分は厚生年金保険に加入しているが、申立期間が未加入ということは納得いかない。きちんと給料をもらっていたし、厚生年金保険料も納めてもらっていたと思う。今となつては、会社は無く、給料明細書も無く、大変困っている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時の従業員の供述により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、前記の従業員については、申立期間の厚生年金保険の加入記録が継続しているものの、オンライン記録から判断すると、当該従業員は、申立人と勤務形態等が異なっていたと見受けられる。

また、申立人は、当初、「私は当該事業所に最初から正社員として勤めたと思う。」と供述していたものの、「初めは組の班長に使われた。日雇出稼ぎだった。現場は 3 か月で転々とした。一緒に日雇出稼ぎに来ていた同僚は帰郷したが、私は当該事業所に残った。私は同僚と一緒に現場をまわって重機の修理をするようになった。その後、重機の運転もした。」と供述を変更しているほか、上記の班長は厚生年金保険の加入記録が無く、同僚の 6 人は申立人と同様に申立期間以前（昭和 41 年 8 月 1 日から同年 8 月 26 日まで）の加入記録しか確認できず、1 人は申立期間以前と申立期間以後（42 年 10 月 1 日に資格再取得）の加入記録となっている上、当該班長及び一緒に業務に携わっていた同僚の連絡先が不明のため、当時の状況を確認することはできなかつた。

った。

さらに、申立期間に厚生年金保険の加入記録があり連絡の取れた従業員2人は、「重機は人の出入りが激しい。組や班長という用語は、下請には使うが、正社員には使わない。」と供述している。

加えて、当該事業所を商号変更したB社は、平成19年に破産手続を終結しており、当時の事業主は、「当時の社会保険事務所への資格取得（喪失）届、厚生年金保険料の控除等について、確認は不可能である。当時の代表者としては、正しく行っていたと記憶している。」と回答している。

なお、当時の経理担当者及び連絡の取れた当時の複数の従業員から、厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 22 日から同年 10 月 23 日まで  
申立期間当時、私はA社の所有するB丸に乗船し、C海上にて12時間勤務12時間休みを繰り返し、毎月約30から40万円の給与をもらっていたが、標準報酬月額が4万8,000円となっていることに納得がいかない。  
申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B丸及びその他の船でC海に出漁し、標準報酬月額が4万8,000円前後であった元同僚二人は、当時の給与について、「基本給が12から13万円で、その他手当や歩合等を含めると、皆ほとんど20万円はもらっていた。」「陸の人の2倍から3倍は稼いでいたはずだ。」と証言しており、申立人の主張と符合する。

しかしながら、A社によると、「漁船の船員の給与は、乗船時は本給と漁獲高に応じた歩合相当額等が支給されるが、下船時は本給のみとなり支給額が大幅に低下するので、その際の船員保険料の控除額を抑制するための措置として、職別に1年間の平均給与相当額を算出し、その金額を当時2つ存在していた標準報酬月額の算出表に当てはめて、いずれか低い方の額を用いていた。」と回答しており、申立期間当時において、申立人に支払われていた給与の月額と標準報酬月額は必ずしも一致しないことがうかがえる。

また、A社の船舶所有者別被保険者名簿を見ると、申立期間当時船員保険の加入記録がある140人のうち、申立人を含む132人の標準報酬月額が4万8,000円以下であり、申立人と同じ職務であった同僚の一人は、船員保険被保険者台帳において、昭和46年1月21日の船員保険被保険者資格取得時の報

酬月額が6万7,684円、それに相当する標準報酬月額が4万8,000円となっていることが確認できることから、乗船員の標準報酬月額の決定においては、A社の主張する算出方法が適用されていたものと推認される。

さらに、申立人は給与明細等の資料を所持していない上、当該事業所は、「当時の関係資料は現存しておらず、不明である。」と回答していることから、申立期間における保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されるなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月31日から同年4月1日まで  
② 平成9年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便を見て、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無いと回答されたが納得できない。

いずれの申立期間についても、A社に勤務し、月末の31日まで勤務したので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事異動通知書（写）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立期間①の退職日は平成8年3月30日、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同月31日、申立期間②の退職日は9年3月30日、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同月31日と確認でき、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、A社は、「申立人は、申立期間①及び②に在籍していない。申立てどおりの届出を行っていない。当時の賃金台帳が残っていないので、厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している。

さらに、被保険者縦覧照会回答票を見ると、申立人と同様に月の末日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が多数存在することから、当時は月の末日を資格喪失日として事務処理を行っていたことがうかがわれる。

加えて、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 21 日から 47 年 7 月 13 日まで  
② 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 6 月 21 日まで

申立期間①及び②において、当時の確認書類は無いが、確かに私はA社に勤務していたので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承した現在のB社が保管する船員保険被保険者台帳により、申立人が、申立期間①については「C」、申立期間②については「D」に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間①及び②について、申立人は外国船籍に乗船していた。当時、外国船籍は船員保険の適用除外で、加入が認められていなかった。申立人の勤務形態は特別休職員で、会社以外の場所に派遣され、派遣先から給与を受ける者であった。会社及び組合から乗組員へ国民年金に加入するよう指導し、本人の承諾を得て外国船籍に乗船させていた。」と回答している。

また、前記の申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立期間①及び②について、乗船した船名とともに「国保」と記載されている。

なお、申立期間当時の船長、同僚、事務員等は特定できず、勤務状況、船員保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月25日から44年3月25日まで  
② 昭和44年11月25日から45年3月25日まで  
③ 昭和45年11月25日から46年3月25日まで  
④ 昭和46年11月25日から47年3月25日まで  
⑤ 昭和47年11月25日から48年3月25日まで  
⑥ 昭和48年11月25日から49年3月25日まで  
⑦ 昭和49年11月25日から50年3月25日まで  
⑧ 昭和50年11月25日から51年3月25日まで  
⑨ 昭和51年11月25日から52年3月25日まで  
⑩ 昭和52年11月25日から53年3月25日まで  
⑪ 昭和53年11月25日から54年3月25日まで  
⑫ 昭和56年11月25日から57年3月25日まで  
⑬ 昭和57年11月25日から58年3月25日まで  
⑭ 昭和60年11月25日から61年3月25日まで  
⑮ 昭和61年11月25日から62年3月25日まで  
⑯ 昭和62年11月25日から63年3月25日まで  
⑰ 昭和63年11月25日から平成元年3月25日  
まで  
⑱ 平成元年11月25日から2年3月25日まで  
⑲ 平成2年11月25日から3年3月25日まで

私は、昭和43年11月から平成3年3月までの期間のうち、農閑期の上記申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶があるが、未加入となっていることには納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までについては、申立人の業務に関する記憶、事業主の証言及び元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人の従業員台帳があるので勤務していたのは事実だが、勤務期間は不明である。申立てどおりの資格の取得・喪失の届出を行っていたかどうかは、当時の社会保険関係書類を平成8年に廃棄しているため確認できず不明である。当時は採用後6か月の試用期間があったようだ。申立人の場合は、冬期間だけの雇用であったのでアルバイトの扱いをしていたのかもしれない。」と証言している上、事業主から提出された従業員台帳索引を見ると、申立人を含め延べ295人の従業員の氏名が記載されているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と照合したところ、そのうち申立人を含めた52人は厚生年金保険被保険者資格を取得していないことが確認でき、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、元同僚は、「申立人は、雇用されていた期間は厚生年金保険に加入していたのではないかと思うが、加入していたとは確認していない。」と証言している。

さらに、当時の事務担当者は、「申立人は農閑期だけ勤務していたが、勤務していた期間及び厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間以前の昭和43年3月25日から60歳で資格喪失した平成4年\*月\*日まで継続して国民年金に加入している上、B市では、「申立人は、国民健康保険に、昭和42年10月19日から後期高齢者医療保険加入により資格喪失した平成20年\*月\*日まで継続して加入している。」と回答している。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において資格を取得した被保険者（278人）の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。